

反対意見等（議員）②

就学支援金に「所得制限」を設けているが、高所得者まで対象であり、低所得者への対策が不十分のため、認められません。また、町税等の滞納世帯を対象外にすることも認められません。

賛成意見等（議員）②

就学支援金の「所得制限」等については、過去2年にわたり、議員と町で議論を行い、議員意見等を踏まえ、町が設けたもので、児童手当に準じており、賛成します。町税等の滞納世帯を対象外にすることについては、「町長が特に必要と認めるとき」を設け、柔軟な対応を図るとのことであり、賛成します。交付期間は、高校生等18歳までを20歳までに伸ばし、休学等への柔軟な対応を図るとのことであり、賛成します。

町の見解②

就学支援金は、町民の高校生等への子育て支援施策です。保護者等の所得の高低に関係なく、町民全ての高校生等へ就学支援金を交付することが望ましいのですが、平成30年度当初予算の議論の中で、議員の皆様から「所得制限」を設けるようご意見等を頂戴しましたので、「所得制限」を設けたものです。

なお、町税等の滞納世帯を就学支援金の交付対象とすることは、町民理解を得ることが難しいと考えます。ただし、「町長が特に必要と認めるとき」を設けましたので、それぞれの事情を考慮し、就学支援金の交付を検討するものです。

反対意見等（議員）③

就学支援金は、就学経費に充てることとされているが、用途が不明確であり、「ばらまき」と思われるため、認められません。

賛成意見等（議員）③

就学支援金は、町が町民の高校生等への子育て支援の充実を図る施策であり、町では、その用途は、受給者である町民が「就学経費に充てることを信頼する」としています。また、過去4年間、立科中学校の卒業生の進学率は、100%と聞いています。議員も子育て支援の充実を掲げており、子育て支援を推進する立場から、賛成します。

町の見解③

高校生等の就学経費は、学費、通学費及び下宿費等、様々な用途が考えられますので、国策である児童手当同様に就学支援金を交付するものです。

なお、就学支援金の交付は、子育て支援施策であり、「ばらまき」という考えは、全くありません。

反対意見等（議員）④

平成31年度は、統一地方選挙があることから、骨格予算であり、政策的な新規事業である就学支援金の当初予算計上は、適当ではありません。

賛成意見等（議員）④

就学支援金は、過去2年にわたり、議員と町で政策的な議論を行っており、骨格予算であっても当初予算計上は問題ないと考えます。前回（平成27年度）の骨格予算では、新規事業である防災行政無線の事業費4億490万円が当初予算計上され認められており、何故、町へのふるさと寄附金を財源とする子育て支援施策の就学支援金687万6千円の当初予算計上がいけないのかわかりません。

町の見解④

骨格予算は、政策的な判断ができていく事業費等の予算計上を避ける予算編成のことですが、町では、就学支援金の事業費等について、過去2年にわたり、議員の皆様と政策的な議論を重ねるとともに、当初予算計上を行っており、再上程したものです。

なお、平成31年度一般会計当初予算額は、40億8,000万円（前年度当初比△3億7,000万円、△8.3%）であり、骨格予算を踏まえた当初予算編成を行ったものです。